二　（略）
三　機械、建家、敷地その他整備に必要な施設を備え、かつ、これらが合理的に配置されていること。
四～七　（略）
八　事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行つていること。
（二種整備工場に係る基準）
第六条　二種整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　法第四十八条第一項の点検に附随して行われる整備作業（原動機を解体して行う整備作業を除く。）が実施できること。ただし、次に掲げる作業（道路運送車両法施行規則第三条に規定する電子制御装置整備に該当するものを除く。）は、他に委託してもよい。
イ～リ　（略）
二　（略）
（特殊整備工場に係る基準）
第七条　特殊整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　別表に定める作業区分に従い、当該作業区分に係る同表作業内容の欄に定める作業の全てが実施できること。
二　（略）
第二号様式（第八条関係）
（略）
備考　１～３　（略）
４　標識の塗色は、地色を黒色とし、文字及び標章を白色とすること（一種整備工場及び二種整備工場に限る。）。

（自動車型式指定規則の一部改正）
第四条　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　（略） ２　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。）を添付しなければならない。 一～六　（略） 七　点検整備方式（自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）第七条第三項及び第八条の技術上の情報を含む。第五条の二において同じ。）を記載した書面 八　（略） 九　次に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面 イ～ヘ　（略） ３・４　（略）	**第三条**　（略） ２　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。）を添付しなければならない。 一～六　（略） 七　点検整備方式（自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）第七条の技術上の情報を含む。第五条の二において同じ。）を記載した書面 八　（略） 九　次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面 イ～ヘ　（略） ３・４　（略）